

本書の特色と使い方

1 本書は、法律の条文のすぐあとに施行令と施行規則の関連条文を配するという独自の編集をしています。こうすると1つの項目について法律・施行令・施行規則と一度に体系的に内容を理解することができ、別々に探し出す手間も省けます。

2 たとえば、「免許」について調べようとする場合、まず法律の第7条を見ます。法律の第7条は保健師・助産師・看護師の免許について規定しています。

3 続いて【参照】欄を見ると、免許の申請について施行令第1条第1項と施行規則第1条の3を参照するよう指示があります。

4 法律第7条の内容を具体的に記したものが施行令です。ここでも法律と同様に【参照】欄を見ますと、施行規則の第1条の3を参照するよう指示があります。

保健師助産師看護師法

第二章 免許

第七節 保健師・助産師・看護師の免許

第七條 保健師、助産師又は看護師になる、とする者は、保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

【改正】 一部改正（昭和二十六年四月法一四七号、平成二十三年二月一五三号、平成二十七年七月厚生令四一五号、二〇二一年五月三〇号、二〇二二年五月三〇号、二〇二三年七月厚生令四一五号、二〇二四年一月一四号）

【参照】 施行規則 第一号様式、第一号の二様式、本表五頁

【施行令】 一部改正（平成二十二年六月政令三〇九号、二〇二四年一月四号）

【施行規則】 保健師免許申請書（以下「令」という。）第一号様式によるものとし、助産師免許の申請書にあつては第一号の二様式によるものとする。

令第一條第一項の規定により、前項の申請書に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 戸籍謄本又は戸籍抄本

二 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかんする医師の診断書

三 第一項の申請書に合格した保健師国家試験、助産師国家試験又は看護師国家試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合は、前項第一号の書類の添付を省略することができる。

【改正】 一部改正（昭和二十九年五月厚生令二〇号） 一部改正（昭和二十九年七月厚生令四一五号、二〇二一年五月三〇号、二〇二二年五月三〇号、二〇二三年七月厚生令四一五号、二〇二四年一月一四号）

【第一号様式】 第一号の二様式、本表五頁

第八條 准看護師になる、とする者は、准看護師試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない。

【改正】 一部改正（昭和二十六年四月法一四七号、平成二十三年二月一五三号）

【施行令】 一部改正（平成二十二年六月政令三〇九号、二〇二四年一月四号）

【施行規則】 准看護師免許申請書（以下「令」という。）第一号様式によるものとする。

令第二條 令第一條第一項の准看護師免許の申請書は、第一号様式に添えなければならない書類は、次のとおりとする。

一 戸籍謄本又は戸籍抄本

二 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかんする医師の診断書

三 第一項の申請書に合格した准看護師試験の施行年月、受験地及び受験番号を記載した場合は、前項第一号の書類の添付を省略することができる。

【改正】 一部改正（昭和二十九年五月厚生令二〇号） 一部改正（昭和二十九年七月厚生令四一五号、二〇二一年五月三〇号、二〇二二年五月三〇号、二〇二三年七月厚生令四一五号、二〇二四年一月一四号）

【第一号様式】 第一号の二様式、本表五頁

5 施行令第1条の内容をさらに具体化したものが施行規則です。ここでは申請に必要な添付書類などについて定めています。

6 どの法律の、どの条文を見ればよいのかわからないときは、巻末の「キーワード索引」を活用してください。「保健師免許の申請」を引くと、4ページの保健師助産師看護師法施行令第1条が探している条文であることがわかります。

7 見出しのない条文には〔 〕で見出しを付し、内容がわかるようにしました。

8 【改正】欄では公布以来の改正経緯を年月・番号順に「一部改正」「全部改正」「追加」「削除」で示しています。

本書では、必要に応じて通達を収載し、より実際に対応できるようにしました。「通達」とは法令の解釈や運用方針、各種の指導事項など、より具体的な内容を記した公的文書のことです。